



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

高等教育・質保証システムの概要 スリランカ

Overview of the Higher Education and Quality Assurance Systems
Sri Lanka

スリランカの高等教育・質保証システムの概要

2020年3月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

はじめに

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、国際質保証連携事業として、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組を行っています。

高等教育及び質保証の制度は、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語等の多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、多様性を尊重しながら国際的な学生等の流動性や高等教育のグローバル化を促進していくには、まずはその基盤となる高等教育制度や質保証制度について、「相互理解」を深めることが不可欠です。

また、アジア太平洋地域では、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的とした、ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)が2018年2月に発効しました。日本を含む規約の締約国は、自国の高等教育制度や資格の情報、当該国で認定された高等教育機関の一覧等を他の締約国(外国)に向けて発信し、国境を越えた学生等の移動に伴い、彼らの学位等の資格が受入国で円滑に承認されるよう情報提供することが求められています。機構は、日本公式の国内情報センター(NIC: national information center)である「高等教育資格承認情報センター」を2019年9月に機構内に設置し、専用のウェブサイトから日本及び諸外国の高等教育情報の発信を行っています。(https://www.nicjp.niad.ac.jp/)

このような状況を踏まえ、このたび機構は、近年、日本で学ぶ外国人留学生数の増加が顕著な国のひとつであるスリランカ民主社会主義共和国(以下、本資料では「スリランカ」と記す)について、同国の教育制度及び質保証制度に関する公的な情報をもとに、「スリランカの高等教育・質保証システムの概要」を作成しました。スリランカには、国の資格枠組(SLQF: Sri Lanka Qualifications Framework)が設けられており、スリランカの高等教育の学位・資格について、学習成果が国レベルの基準により示されています。また、SLQFには、スリランカ職業資格(NVQ: National Vocational Qualifications)が含まれ、高等教育と職業教育間の流動が推進されています。

なお、本資料は、日本及び諸外国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国内外に発信するためのツールである「インフォメーション・パッケージ」を構成する資料の一つです。パッケージにはスリランカのほか、日本、米国、英国、フランス、ドイツ、オランダ、オーストラリア、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、台湾、香港、ネパールの高等教育・質保証システムに関する概要を収録しており、機構の国際連携ウェブサイトでご覧いただけます。

(https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/)

本編の作成に当たり、多くの方々、特に上智大学総合人間科学部教育学科の杉村美紀教授及び国際大学国際関係学研究所教授兼在日本スリランカ人研究者協会会長 Nawalage S. Cooray 教授には多岐にわたる情報提供やご助言など多大なご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

2020年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

第1章 スリランカの教育制度の全体像	4
1. 概観	4
2. 学校教育制度系統図	5
3. 資格枠組	7
4. 高等教育関係機関	11
4-1. 教育所管省庁	11
4-2. 質保証を担当する第三者機関	11
4-3. 国内情報センター(NIC)もしくはそれに準じる機関	12
第2章 各教育制度の概要	13
1. 初等教育	13
1-1. 就学期間	13
1-2. 教育機関の種類	13
1-3. 進学経路	14
2. 中等教育	15
2-1. 就学期間	15
2-2. 教育機関の種類	15
2-3. 進学経路	15
2-4. 中等教育修了資格	16
2-5. 正規課程外での学習による修了制度	17
3. 技術職業教育	18
3-1. 就学期間	18
3-2. 教育機関の種類	18
3-3. 進学経路	18
4. 高等教育	19
4-1. 高等教育機関の種類・規模	19
■ 学位授与権の有無、授与できる資格のレベル及び分野	19
■ 機関数(種類別)	19
■ 外国の学校が当該国に置く教育機関の状況	19
4-2. 入学資格及び選抜	20
■ 高等教育機関への入学・編入学の要件	20
■ 選抜方法	20
■ 外国において付与された資格の承認に関する機関等	20
4-3. 高等教育資格	21
■ 高等教育資格の種類、卒業(修了)要件	21
■ 単位制度	22
■ 成績評価	22
4-4. 認可された高等教育機関一覧	23
《注:第1・2章》	24

第3章 高等教育質保証制度の概要	26
1. 高等教育機関に対する質保証	26
1-1. 質保証制度の全体像	26
1-2. 外部質保証	26
■ 実施機関・目的	26
■ 評価の周期	26
■ 実施体制・プロセス	27
■ 評価基準	27
■ 評価結果	28
2. 技術職業教育機関に対する質保証	29
2-1. 外部質保証	29
■ 実施機関・目的	29
■ 評価の周期	29
■ 実施体制・プロセス	29
■ 評価基準	29
■ 評価結果	29
《注:第3章》	30
《参考資料一覧》	31

第1章 スリランカの教育制度の全体像⁽¹⁾

.....

1. 概観

スリランカは正式国名をスリランカ民主社会主義共和国(Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)といい、日本の北海道の8割程度の面積が9つの州(Province)及び25の郡(District)に区分されている。人口は約2千万人であり、シンハラ人(74.9%)、スリランカ系タミル人(11.2%)、スリランカ系ムーア人(9.3%)、インド系タミル人(4.1%)、その他(0.5%)からなる⁽²⁾。スリランカは1815年から1948年まで英国の植民地であったことから、現在でも高等教育機関への入学要件としてGCE(General Certificate of Education)が採用されるなど、英国の教育制度の影響がみられる。

現在の学校教育制度は、就学前教育、初等中等教育、技術職業教育、高等教育に大別され、初等中等教育は、初等学校(primary school)、前期中等学校、後期中等学校の5・4・4制である。後期中等学校の後半2年間はコレジイト(Collegiate)課程として、大学進学準備教育を受ける。学校教育機関の多くは州立学校であるが、国立学校、私立(準公立)学校、特別学校、仏教学校、インターナショナルスクールもある。学校教育は、教授言語の違いにより、一般にシンハラ語学校とタミル語学校に分かれている。

義務教育期間は、第1学年から第9学年まで(初等学校から前期中等学校)の9年間であったが、2016年以降は、第11学年まで(後期中等学校の前半2年間まで)の11年間となった。初等教育段階から前期中等教育段階への進学率は約98%である。スリランカの学校教育の大きな特徴は、教育は基本的に初等教育から高等教育まで無償であるとされていることである。

学校教育の授業はいずれも公用語であるシンハラ語又はタミル語で行われ、一方の公用語の話者である生徒はそれを第一国語、他方を第二国語として学ぶことが必須とされている。また英語は、初等中等教育段階の13年間を通じて必修である。英語のみで授業を行う私立学校も多くみられる。技術職業教育と高等教育の授業並びに資格試験は英語で行われる。

初等中等教育の学年暦は1月から12月までで、3学期に分かれる。学期間の休暇は4月、8月、12月に10～12日間設けられる。技術職業教育及び高等教育の学年暦は10月から翌年6月までである。

スリランカでは高等教育選抜試験が通常8月に行われ、その結果が同年12月ないし翌年1月に発表される。しかし合格した学生の入学先の高等教育機関が決まるのは6月、入学時期は10月になり、選抜試験結果発表から入学までに10か月間のギャップが生じる。

2. 学校教育制度系統図

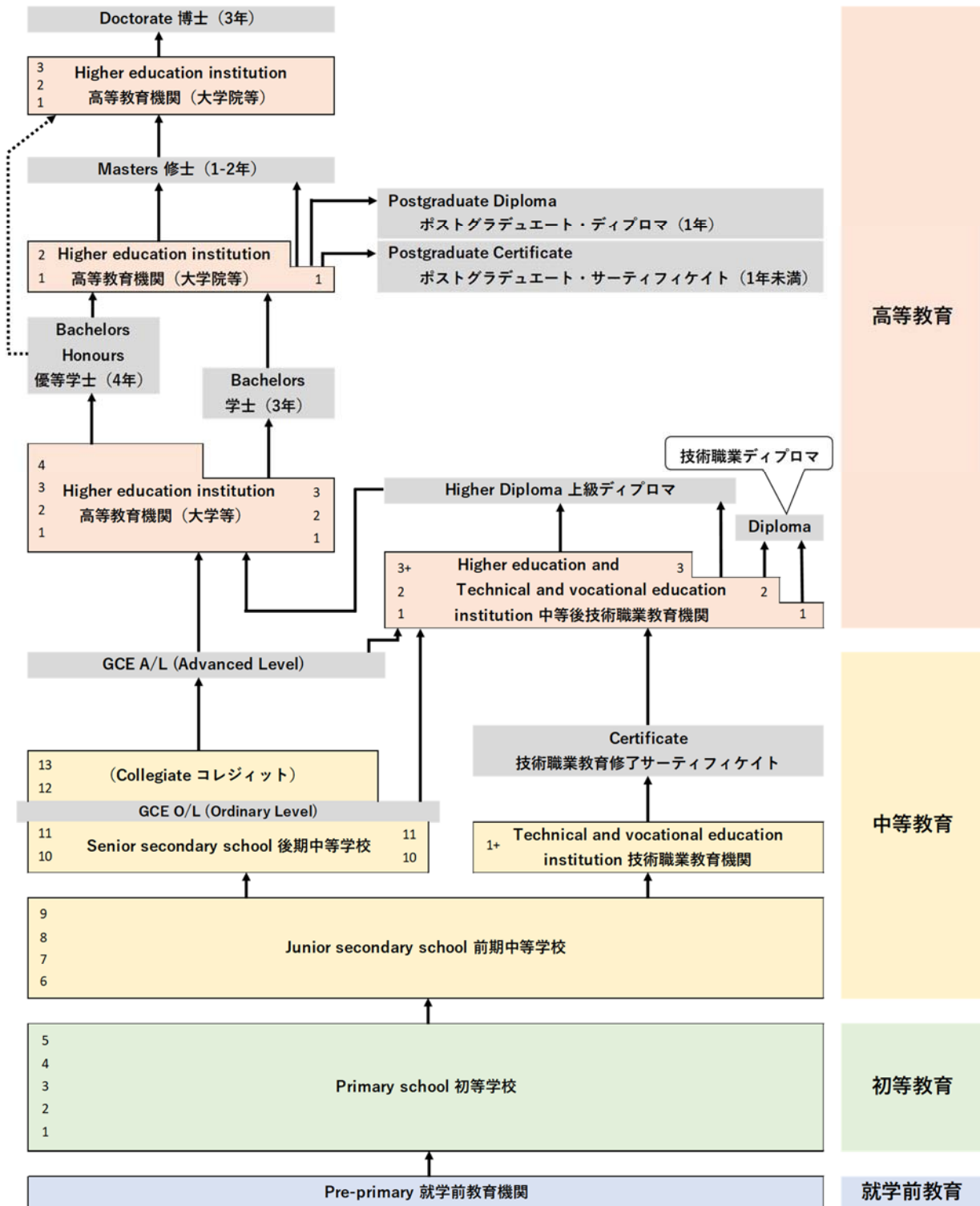


図1 スリランカの学校教育制度系統図及び学位等の代表的な教育資格

※本図は、以下の資料をもとに作成

- ・ Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>

- ・ 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):スリランカ民主社会主義共和国」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_005.pdf

<上図の注記>

1. グレー色塗りつぶしの部分は学位等の教育資格の名称を表す。資格名に付記した年数は、当該資格を取得するために必要な標準修業年限を表す。
2. 図中の実線については、原則として上位の教育段階への進学ルートを示す。点線については、例外的に条件が許せば可能と考えられるルートを示している。Bachelors Honours から大学院博士課程に進学する点線について、優秀な学生の場合には修士を経ずに直接博士課程に進学する場合もあることを示している。
3. Postgraduate Certificate(ポストグラデュエート・サーティフィケート)は必要修得単位数として20単位が求められる1年未満コース、Postgraduate Diploma(ポストグラデュエート・ディプロマ)は25単位が求められる1年コースである。
4. Higher education institution(高等教育機関[大学等])への入学には、GCE A/L 資格に加え、共通総合科目試験(Common General Test)での一定の得点が最低要件である。
5. 大学には技術職業教育を提供する機関並びに大学の付属校としての位置づけを持つ機関が含まれる。
6. Certificate(技術職業教育修了サーティフィケート)は、中等教育段階の技術職業教育の修了資格として、スリランカ職業資格枠組(NVQF)のレベル1から4までの課程修了時に授与される。また、NVQ レベル4の修了時に授与される Certificate は、GCE A/L(Advanced Level)と同等の資格(SLQF レベル2)である。(※SLQF については、「3. 資格枠組」(pp.7-10)を参照。)

3. 資格枠組

スリランカには、国の資格枠組が存在する。スリランカ資格枠組(SLQF)は、スリランカの中等教育以降の教育機関が授与する資格を承認(accrediting and recognizing)することによって、スリランカにおける高等教育及び職業教育の質の向上を目的として策定されたものである。SLQF には、高等職業教育委員会(TVEC)が開発したスリランカ職業資格枠組(NVQF)が含まれ、高等教育と職業教育間の流動が推進されている。

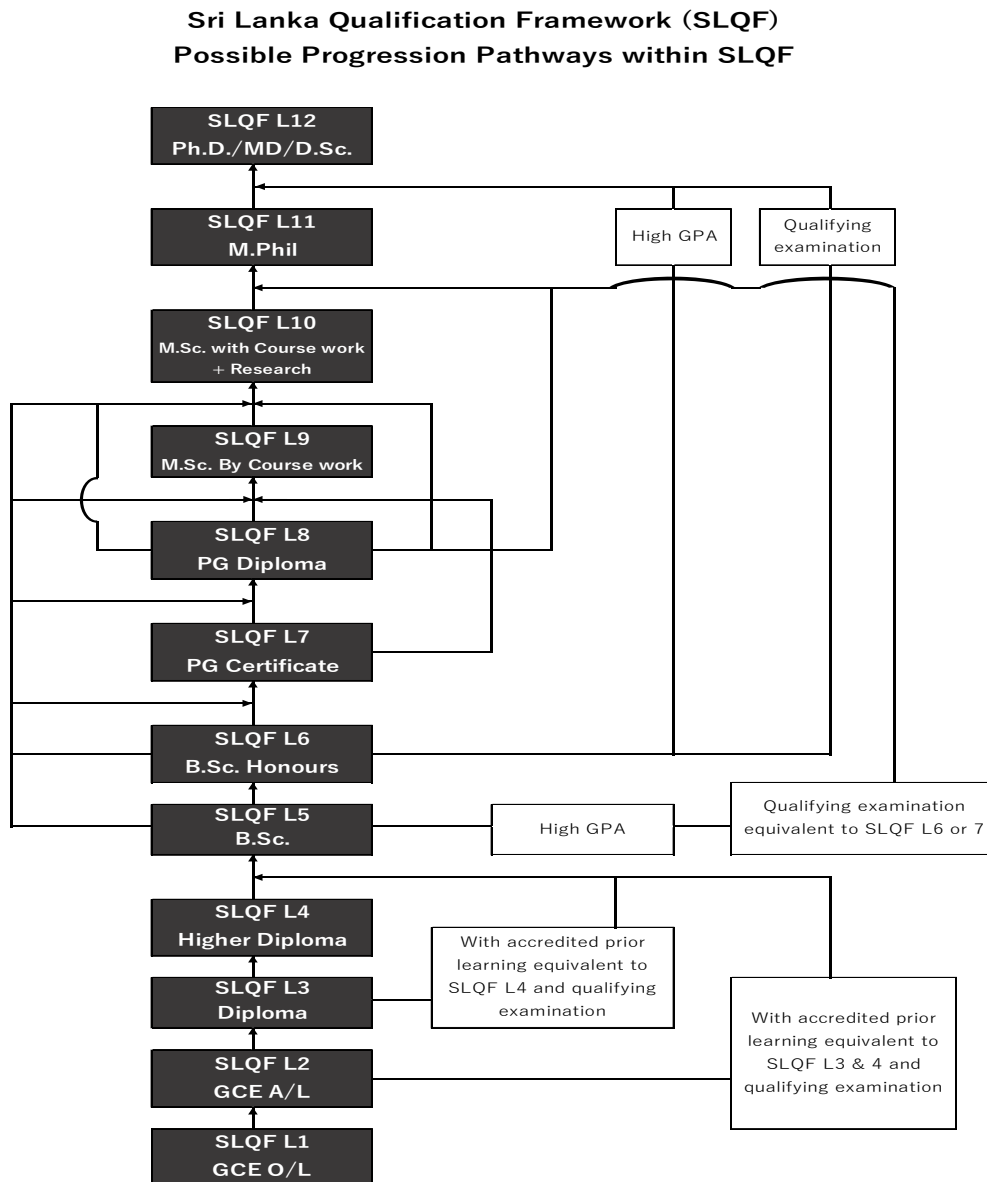


図2 スリランカ資格枠組(SLQF)に対応した資格及び進学経路

※本図は、以下の資料をもとに作成

- ・ UGC. (2015). *Sri Lanka Qualifications Framework (SLQF) Updated version – September 2015*, p.33.

https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/SLQF_2016_en.pdf

<上図の注記>

1. スリランカ資格枠組(SLQF)の詳細については、出典の「Sri Lanka Qualifications Framework」を参照。
2. 上図は中等教育で Science コースを選択した場合の資格及び進学経路を例示しており、これとは別の Arts コースについても同様に設定されている。
3. 図中の矢印は、あるレベルの資格を有している者が、図右側に記載された一定の条件(例えば高い GPA スコアや試験による成績認証)を得た場合には、矢印の先の資格を取得できる可能性を示している。例えば、SLQF L6(L:レベル)にあたる優等学士(Bachelors Honours)を受けた学生が、高い GPA スコアや試験による成績認証により、直接 SLQF L12 にあたる大学院博士課程への入学資格を得ることができる。

Sri Lanka Qualification Framework (SLQF) & National Vocational Qualification (NVQ)
Comparable Levels

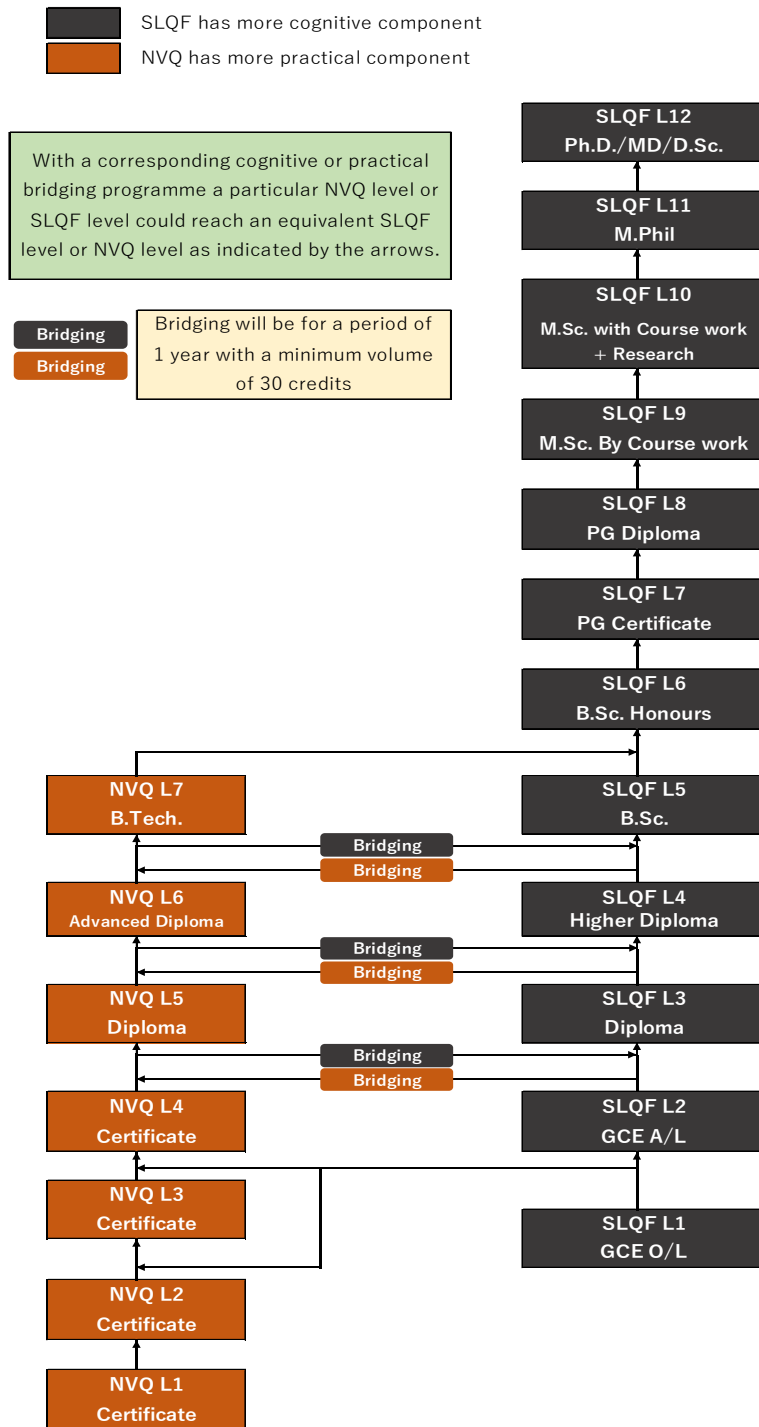


図3 スリランカ職業資格（NVQ）とスリランカ資格枠組（SLQF）の対応関係

※本図は、以下の資料をもとに作成

- ・ UGC. (2015). *Sri Lanka Qualifications Framework (SLQF) Updated version – September 2015*, p.34.

https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/SLQF_2016_en.pdf

<上図の注記>

1. 各レベルの資格の名称については、図1やその他質保証機関等による資料の資格の名称と異なる可能性がある。
2. スリランカ資格枠組(SLQF)の詳細については、出典の「Sri Lanka Qualifications Framework」を参照。
3. NVQ は、技術職業教育機関が授与する資格であるが、NVQ L7の資格は大学が授与し、課程修了時に学士(Bachelors)学位と同等の Degree が授与される。
4. 上図の実線は、資格の接続を意味する。例えば NVQ L7取得者は、SLQF L6の資格を取得するための課程への入学資格が得られることを示す。

4. 高等教育関係機関

4-1. 教育所管省庁

中央省庁として、教育省(MOE: Ministry of Education)、高等教育省(MOHE: Ministry of Higher Education, Technology and Innovation)、能力開発職業訓練省(SkillsMin: Ministry of Skills Development and Vocational Training)が教育を所管する。また、国の教育政策について大統領に諮問・助言する独立機関として、スリランカ教育委員会(National Education Commission)が置かれている。

教育省は、初等中等教育、高等教育及び教員政策など、教育政策全般の立案や実施、監督を担当する。各州には州教育省が置かれ、就学前教育や初等中等学校の運営に責任を負う。州は複数の教育区に分けられ、各区に教育長が置かれている⁽³⁾。

中等教育のGCE O/L(Ordinary Level)及びGCE A/L(Advanced Level)の試験は、教育省の監督下にある独立機関である試験庁(Department of Examinations)が所管する。

高等教育省は、高等教育政策、科学技術政策を所管し、同省の下に設置された大学助成委員会(UGC: University Grants Commission)が大学への助成や管理運営施策の策定、及び質保証を担当する。

能力開発職業訓練省の内部部局である技術教育訓練庁(DTET: Department of Technical Education and Training)は、技術職業教育政策を所管する。

・MOE ウェブサイト	http://www.moe.gov.lk/
・MOHE ウェブサイト	http://www.mohe.gov.lk/
・SkillsMin ウェブサイト	http://www.skillsmin.gov.lk/
・スリランカ教育委員会ウェブサイト	http://nec.gov.lk/
・試験庁ウェブサイト	https://doenets.lk/
・UGC ウェブサイト	https://www.ugc.ac.lk/
・DTET ウェブサイト	http://www.dtet.gov.lk/web/index.php?lang=en

4-2. 質保証を担当する第三者機関

高等教育機関の質保証は、UGC 内に設置された質保証委員会(QAC: Quality Assurance Council)が所管する。

技術職業教育の質保証は、能力開発職業訓練省下の高等職業教育委員会(TVEC: Tertiary and Vocational Education Commission)が担い、特別法に基づき政府が設置し高等教育省が所管する職業技術大学(UoVT: University of Vocational Technology、旧略語はUNIVOTEC)と連携し、スリランカ職業資格枠組(NVQF: National Vocational Qualifications Framework of Sri Lanka)の開発及び策定を行う。

・QAC ウェブサイト	https://www.eugc.ac.lk/qac/
・TVEC ウェブサイト	http://www.tvec.gov.lk/#

4-3. 国内情報センター(NIC)もしくはそれに準じる機関

現時点でスリランカはユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)の締約国でないため、同規約に基づく国内情報センター(NIC)は設置されていない。

なお、教育省(MOE)が全国の初等中等教育機関の情報を、高等教育省の下に設置された大学助成委員会(UGC)が全国の高等教育機関の情報をウェブサイト等で発信している。

- ・MOE ウェブサイト <http://www.moe.gov.lk/>
- ・UGC ウェブサイト <https://www.ugc.ac.lk/>

第2章 各教育制度の概要

1. 初等教育

1-1. 就学期間

初等教育は、5歳入学で5年間、第1～5学年を対象に、初等学校で行われる。初等学校は前期中等学校及び後期中等学校との一貫校の場合がほとんどである⁽⁴⁾。こうした一貫校の学校名称は、原則的には、その学校が所在する土地や地域の名称をとって、○○High School(○○には地名等が入る)と称される場合が多い。最近では、初等教育のみ、あるいは中等教育のみの学校も登場している。前者の場合は、○○Primary Schoolといった名称のものもみられるが、なかにはHigh Schoolという名称をそのまま使っているところもあり、一貫校との区別はつきにくい。

1-2. 教育機関の種類

学校は、表1のとおり、公立学校(Government Schools)、私立(準公立)学校(Private Schools)、特別学校(Special Schools)、仏教学校(Pirivenas)、インターナショナルスクール(International Schools)に分類される。

公立学校には、国立学校(National Schools)と州立学校(Provincial Schools)がある。

表1 学校数及び生徒数(2017年)

学校種別		学校数(校)	生徒数(人)
公立学校 (Government Schools)	国立学校(National Schools)	353	811,164
	州立学校(Provincial Schools)	9,841	3,354,800
	公立学校 計	10,194	4,165,964
私立(準公立)学校(Private Schools)		80	136,462
特別学校(Special Schools)		26	2,496
仏教学校(Pirivenas)		753	62,872
インターナショナルスクール(International Schools)		265	56,919
合計		11,318	4,424,713

※本表は、以下の資料をもとに作成

・ MOE. (2018). *School Census Report 2017*, Table 1.3, 32, 34, 35, 41.

http://www.statistics.gov.lk/education/School_Census_Report_2017.pdf

スリランカでは、原則として教育は初等教育から高等教育まですべて無償とされている。こうしたなかで Private Schools とあるのは、英国の植民地時代からの歴史をもつミッション系のカトリック学校(例えば St. Thomas, St. Joseph といった学校)がこれに含まれるが、正確には授業料は徴収しておらず、教員の給与も政府が支給しており、いわば準公立学校のような位置づけを持つ。カリキュラムは国の定められたカリキュラムに従っている。「特別学校」は、登録された社会団体が管理する学校として、障がいを持つ

生徒を対象とする特別支援学校を指す⁽⁵⁾。「仏教学校」は寺院が運営する学校で、仏僧等の仏教関係者を対象とする学校である。

さらに「インターナショナルスクール」は、主として英語を教授言語とし、Cambridge Assessment International Education などへの受験対応も含めた学校である。インターナショナルスクールについては、実際には授業料を徴収しているが、スリランカの憲法では教育は無償であることがうたわれていることから、あえて私立学校とは区別されている。なお、インターナショナルスクールは近年増加傾向にあり、進学競争が激化する中で、教育の機会拡大のために創設されたものである。

また、表2のとおり、公立学校は対象学年及び提供する課程によって、1AB、1C、Type 2、Type 3と4つの種類に分類される。1ABではGCE A/Lまで(第1～13学年)あり、GCE A/Lに向けてScience(理科系)、Commerce(商業系)、Arts(人文系)さらにTechnology(技術系)の科目を履修する。1CではGCE A/Lまで(第1～13学年)あり、GCE A/Lに向けてCommerce(商業系)、Arts(人文系)の科目を履修するが、Science(理科系)は履修対象外である。Type 2ではGCE O/Lまで(第1～11学年)の科目を学ぶ。Type 3は、初等学校(第1～5学年)の課程と前期中等学校(第6～9学年)の課程である。

表2 公立学校の課程別分類及び学校数(schools by functional grade)

分類	学校数 (校)	初等学校 (1～5 学年)	前期 中等学校 (6～9 学年)	後期中等学校		コレジットのコース
				(10～11 学年)	(12～13 学年) コレジット	
1AB:第1～13 学年	1,029	○	○	○	○	GCE A/L
1C:第1～13 学年	1,818	○	○	○	○	GCE A/L
Type 2:第1～11 学年	3,288	○	○	○	—	/
Type 3:第1～9 学年	4,059	○	○	—	—	
計	10,194					

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Ashani Abayasekara., & Nisha Arunatilake. (2018). *School resources and education outcomes: Evidence from Sri Lanka*.
<https://crawford.anu.edu.au/sites/default/files/events/attachments/2018-06/abayasekara.pdf>
- ・ MOE. (2018). *School Census Report 2017*, Table 1.4.
[http://www.statistics.gov.lk/education/School Census Report_2017.pdf](http://www.statistics.gov.lk/education/School%20Census%20Report_2017.pdf)
- ・ UK NARIC.
<https://www.naric.org.uk/>

1-3. 進学経路

初等教育の第5学年末に学校単位で実施される修了試験に合格した児童は前期中等学校に進学する。エリート校とされる国立の前期中等学校に入学を希望する児童は Grade 5 Scholarship Examination と呼ばれる統一試験で200点満点中70点以上の得点を要する。受験者は毎年約33万人を数え、得点が70点以上の児童は全受験者の約74%を占める⁽⁶⁾。

2. 中等教育

2-1. 就学期間

中等教育は、まず前期中等教育である4年制の前期中等学校(junior secondary school)の第6～9学年を対象に行われる。前期中等学校の修了後に進学を希望する生徒は、後期中等教育である4年制の後期中等学校(senior secondary school)に進学する。

後期中等学校に進学しない生徒は、技術職業教育機関(technical and vocational education institution)で1年以上の課程を修了し、専門分野の技術職業教育修了サーティフィケート(Certificate)を取得するという選択肢もある。

2-2. 教育機関の種類

「1. 初等教育」で述べたように、スリランカでは初等学校から後期中等学校までの一貫校が一般的であり、生徒の多くは初等学校から後期中等学校までが接続された公立学校等で学ぶ。

2-3. 進学経路

後期中等教育には、2年課程と4年課程の2種類がある。

後期中等学校は4年制であるが、前半の2年課程(第10～11学年)の修了時に GCE O/L 試験を受験し、合格すれば GCE O/L 資格を得る。

GCE O/L では、第1言語(シンハラ語又はタミル語)、歴史、数学、宗教、科学、第2言語(英語)の6つの主要科目並びに3又は4つの選択科目があり、少なくとも主要科目のうち数学及び第1言語を含む3科目で合格しなければ、GCE A/L の課程(Collegiate: コレジィット)に進むことができない。進学不可となった者は、技術系学校に進学するか就職することが多い。

後期中等学校の4年課程の後半の2年(第12～13学年)はコレジィット(Collegiate)と呼ばれ、大学進学を希望する生徒が学ぶ。コレジィットには人文、商業、科学の区分があり、生徒は各区分の関連科目のうち3科目を学び、修了時に GCE A/L 試験を受験する。GCE A/L 試験では、人文、商業、科学、技術の4つの区分から1つを選び、その中で3つの科目を受験する必要がある。GCE A/L 試験に合格すれば GCE A/L 資格(大学入学資格)が得られる⁽⁷⁾。

GCE O/L、GCE A/L 試験は、教育省所管の試験庁(Department of Examinations)が実施する。GCE O/L 及び GCE A/L 試験の受験状況については、教育省が公表した「Annual Performance Report 2017」⁽⁸⁾から確認できる。

2-4. 中等教育修了資格

中等教育修了資格には、GCE O/L(Ordinary Level)と GCE A/L(Advanced Level)の2つがある。GCE O/L、GCE A/Lの資格は共に、試験庁の名により授与される。

各資格の証書には受験科目の得点率、成績水準、評語が記載される(表3及び表4)。

表3 GCE O/L 資格の証書の表記

得点率	2001年以降の表記		2001年以前の表記	
	成績水準	評語	成績水準	評語
75-100%	A	Distinction	D	Distinction
65-74%	B	Very Good Pass	C	Credit
50-64%	C	Credit		
35-49%	S	Pass	S	Pass
0-34%	F	Fail	F	Fail

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- ・ WENR. (2017). *Education in Sri Lanka*.
<https://wenr.wes.org/2017/08/education-in-sri-lanka>
- ・ UGC. (2019). *Admission to Undergraduate Courses of the Universities in Sri Lanka Academic Year 2018/19 (Based on the G.C.E. (A/L) Examination 2018)*.
https://www.ugc.ac.lk/downloads/admissions/Handbook_2018_19/ENGLISH%20HANDBOOK.pdf

<上表の注記>

1. 表3の中の「評語」の英語表記については、教育機関によっては上記と異なることがある。

表4 GCE A/L 資格の証書の表記

得点率	成績水準	評語
75-100%	A	Distinction
65-74%	B	Very Good Pass
55-64%	C	Credit
40-54%	S	Ordinary Pass
0-39%	F	Fail

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>

<上表の注記>

1. 表4の中の「評語」の英語表記については、教育機関によっては上記と異なることがある。

2-5. 正規課程外での学習による修了制度

教育省の下にある国立教育研究所(National Institute of Education)は、2007年以降、正規課程外での学習による通信課程修了プログラムである Open School Programme を所管している。同プログラムは、正規課程の第6～7学年対象のレベル1、第8～9学年対象のレベル2、第10～11学年対象のレベル3からなり、自宅で通信指導を受けてレベル3を修了した者は GCE O/L 試験の受験資格を得る⁽⁹⁾。

3. 技術職業教育⁽¹⁰⁾

3-1. 就学期間

スリランカの技術職業教育では、取得を目指す資格(Certificate、Diploma、Degree 等)や専門領域に応じて就学期間が設定されている。

技術職業教育は、中等教育段階では技術職業教育機関、高等教育段階では一部の大学でそれぞれ実施される。このほかに中等教育段階の課程修了後に進学する中等後技術職業教育機関がある。

中等教育段階の技術職業教育は、スリランカ職業資格枠組(NVQF)の L1~4(各レベル1年間で合計4年の Certificate 課程)課程である。各レベルでは、施設訓練(Institutional Training)が6か月間行われ、その後に現場訓練(On-the-job Training)が6か月間行われる。高等教育段階の技術職業教育は2つに分かれ、スリランカ職業資格(NVQ)L5~6(Diploma、Advanced Diploma) 課程が1年半から2年間、NVQ L7(Degree)課程が3年間となる。

※スリランカ職業資格(NVQ: National Vocational Qualifications)は、スリランカにおける職業教育による資格を示し、7段階に区分されている。高等職業教育委員会(TVEC)は、国の職業資格を表したスリランカ職業資格枠組(NVQF: National Vocational Qualifications Framework)を開発した。また、スリランカ職業資格枠組は、スリランカ資格枠組(SLQF: Sri Lanka Qualifications Framework)の中に組み込まれている。例えば、NVQ L3(レベル3)はスリランカ資格枠組(SLQF)のレベル1すなわち GCE O/L に、NVQ L4(レベル4)は SLQF のレベル2すなわち GCE A/L に相当する。

3-2. 教育機関の種類

中等教育段階の技術職業教育機関としては、technical colleges と vocational training centres がある。高等教育段階の技術職業教育機関としては、スリランカ職業資格(NVQ) L5~6(Diploma、Advanced Diploma) 課程には college of technologies と university colleges があり、NVQ L7(Degree)課程には、職業技術大学(UoVT)がある。また国立大学15校のひとつである Open University of Sri Lanka(OUSL)においても、IT 関連や基礎的スキルを提供する技術職業教育が行われている。

3-3. 進学経路

技術職業教育は、前期中等学校の第9学年を修了した生徒が技術職業教育機関で学び GCE O/L と同等の Certificate を得た後に中等後技術職業教育機関に進む経路と、後期中等学校の第11学年を修了して GCE O/L を得た後に中等後技術職業教育機関に進む2つの経路がある。

4. 高等教育

4-1. 高等教育機関の種類・規模

■ 学位授与権の有無、授与できる資格のレベル及び分野⁽¹¹⁾

スリランカの高等教育機関は、国立大学(National University/State University)⁽¹²⁾、政府系大学(Government University)及びその他私立機関(NSHEIs: Non-State Higher Education Institutions)に分類され、高等教育省等の政府機関の認可を受けている各大学又は機関に限り学位授与権を有する。授与する資格の種類及び分野は大学又は機関によって異なる。

私立機関には、postgraduate institutes、professional institutions、private institutions等の機関がある。これらの機関も大学法(Universities Act No.16, 1978)及び高等教育省の下で運営されているが、一部の機関においては、高等教育省の認可を受けていないため、学位授与権を有していない。

■ 機関数(種類別)

国立大学は、UGC が設置者として財政支援を行い、コロombo大学など15校がある。国立大学の授業料はない。国立大学には、Campus と呼ばれる分校が3校、Institute と呼ばれる大学院が18校ある⁽¹³⁾。

政府系大学は、特別法に基づき政府が設置したもので、国防大学(KDU: The General Sir John Kotelawala Defence University、国防省所管)、ブッタスラヴァカ・ビクシュ大学(Bhiksu University of Sri Lanka、教育省所管)、仏教パーリ語大学(Buddhist and Pali University of Sri Lanka、教育省所管)、職業技術大学(UoVT: University of Vocational Technology、能力開発職業訓練省所管)、オーシャン大学(OUSL: Ocean University of Sri Lanka、能力開発職業訓練省所管)、国立教育研究所(NIE: National Institute of Education、教育省所管)、スリランカ先進技術教育大学(SLIATE: Sri Lanka Institute of Advanced Technological Education、高等教育省所管)がある⁽¹⁴⁾。

私立機関については、大学法(Section 25A of Universities Act No. 16, 1978)に基づき、高等教育省の認可を受けた学士課程を提供する機関が18校ある⁽¹⁵⁾。これ以外の私立機関は高等教育省によって認可されていない。ただし認可するかどうかは、認可申請のあったものを対象に認可審査を実施している。

※国立大学、政府系大学、高等教育省の認可を受けた学士課程を提供する私立機関の一覧については、「4-4. 認可された高等教育機関一覧」(p.23)を参照。

■ 外国の学校が当該国に置く教育機関の状況

外国の学校がスリランカに置く教育施設等の状況及び統計に関する資料は公表されていない。

4-2. 入学資格及び選抜

■ 高等教育機関への入学・編入学の要件

高等教育機関への入学には、GCE A/L の成績水準及び共通総合科目試験(Common General Test 又は Common General Paper)の一定の得点が最低要件である⁽¹⁶⁾。

大学の学士課程への入学の場合、GCE A/L 試験結果が3科目以上合格で成績水準は最低 S 以上、共通総合科目試験の得点率は最低 30%以上である必要がある⁽¹⁷⁾。共通総合科目試験では、一般知識、推論力、問題解決能力、理解力、コミュニケーション能力を測る50問が出題され、100点満点となっている。

修士課程の入学には、一般に、学士号取得が要件とされ、学士課程において関連分野の科目等30単位以上を取得することが求められる。

高等教育機関への編入学は、原則認められていない。しかし、スリランカでは、高等教育機関の卒業生拡大を図る国の政策により、GAQ (General Arts Qualifying)/GSQ (General Science Qualifying)又は同等の試験で一定水準以上を満たしている External Degree 課程の学生に対し、学士課程(Internal Degree 課程)の2年次以上に編入学ができる制度を2003年に導入した⁽¹⁸⁾。(※ External Degree については、「4-3. 高等教育資格」の「■ 高等教育資格の種類、卒業(修了)要件」(p.21)の内容を参照。)

■ 選抜方法

GCE A/L 及び共通総合科目試験の選抜試験は筆記試験により行われ、大学又は学部によっては面接試験も行われる。

UGC によれば、2018年から開始された新大学入学者選抜制度により、12月又は1月に試験結果が発表された後に、受験生から志望校リストがオンラインシステムを通じて提出されるが、それに対して成績、地域間及び大学間のバランスをとりながら最終的な合格者の大学への配置を再調整することとなり、最終的な合格者と入学先の大学が決まるのは6月になる。この配置決定は、試験の成績を40%、地域性を55%、障がい等への配慮を5%の割合でそれぞれ加味して行われる。このため、地域によって合格等の基準に差異があり、受験地域を決めるにあたって、受験生の過去3年間の学校への登録記録を証拠書類として提出することが求められる。なお、入学が決定した大学の変更は原則認められない。

■ 外国において付与された資格の承認に関する機関等

UGC は、外国において付与された資格について、ACU (Association of Commonwealth Universities)が発行する「Commonwealth Universities Yearbook」及び IAU (International Association of Universities)が発行する「International Handbook of Universities」に掲載された大学等が授与する資格を承認する方針としている⁽¹⁹⁾。

4-3. 高等教育資格

■ 高等教育資格の種類、卒業(修了)要件⁽²⁰⁾

大学には修業年限別に、3年間の学士(Bachelors)課程、4年間の優等学士(Bachelors Honours)課程、学士号取得後1年間のポストグラデュエート・サーティフィケート(Postgraduate Certificate)及びポストグラデュエート・ディプロマ(Postgraduate Diploma)の課程、学士号又は優等学士号取得後2年間の修士(Masters)課程、優等学士号又は修士号取得後3年間の博士(Doctorate)課程が置かれている。スリランカ資格枠組(SLQF)のレベル別の高等教育資格及び修了要件(必要修業年限、必要取得単位数等)については、表5のとおりである。

なお、スリランカの学位には External Degree と呼ばれる修了資格がある。これは、国内の大学が授与する資格であるが、通常の課程(いわゆる Internal Degree 課程)の学生が修了時に得る資格とは異なり、学生は大学の講義には出席せず、各自で学習し、大学が実施する試験だけを受験して、所定の成績を修めると取得できる資格である。Internal Degree も External Degree も共に大学名で授与されるため、一見すると区別がつきにくいだが、両者は全く異なる資格である。

表5 スリランカの高等教育資格及び修了要件

SLQF Level	Qualification Awarded	Minimum Volume of Learning for the Award
12	Doctor of Philosophy / MD with Board Certification/Doctor of Letters/Doctor of Science	Minimum 3 years of fulltime or equivalent time of original research after SLQL 6 or above
11	Master of Philosophy	Minimum 2 years of fulltime or equivalent time of original research after SLQL 6 or above
10	Masters with course work and a research component	60 credits after SLQL 5 or SLQL 6 including a research component of minimum 15 credits
9	Masters by course work	30 credits after SLQL 5 or SLQL 6
8	Postgraduate Diploma	25 credits after SLQL 5 or SLQL 6
7	Postgraduate Certificate	20 credits after SLQL 5 or SLQL 6
6	Bachelors Honours	120 credits after SLQL 2 of which 90 credits after SLQL 3, of which 60 credits after SLQL 4, of which 30 credits after SLQL 5
5	Bachelors	90 credits after SLQL 2 of which 60 credits after SLQL 3, of which 30 credits after SLQL 4
4	Higher Diploma	60 credits after SLQL 2 of which 30 credits after SLQL 3
3	Diploma	30 credits after SLQL 2
2	Advanced Certificate (GCE A/L or equivalent)	
1	Certificate (GCE O/L or equivalent)	

※本表は、以下の資料をもとに作成

- UGC. (2015). *Sri Lanka Qualifications Framework (SLQF) Updated version – September 2015*, p.10.

https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/SLQF_2016_en.pdf

<上表の注記>

1. Postgraduate Certificate、Postgraduate Diploma、Masters by course work は、それぞれ2つの課程に分かれる。1つ目は、L5又はL6で学習した専攻の知識を深めたい学生を対象とした Extension programmes、2つ目は、L5又はL6で学習した専攻の知識と異なる内容を学習したい学生を対象とした Conversion programmes である。上表のL7、8、9は Extension programmes の修了資格に該当する。Conversion programmes の修了資格は、L6となる。
2. SLQF L2の Advanced Certificate は、GCE A/L 又は中等教育段階の技術職業教育の修了時に授与される Certificate である NVQ L4を意味する。
3. 「Minimum Volume of Learning for the Award」に記載されている SLQL は、SLQF レベルと同じ意味である。

■ 単位制度

1単位(credit)は、15時間の授業(lectures)、30-45時間の実験(laboratory studies)、45時間の実地研究や臨床研究(field studies/clinical work)、又は90時間の職業訓練(industrial training)からなる。1年間のフルタイム課程修了には30単位を修得する必要がある。なお、フルタイム課程の学習時間は年間1500時間であり、この時間数は前述の授業、実験等の時間を基に計算した場合と合致しないが、これは履修に必要な時間に、授業以外の学習時間を含むためである⁽²¹⁾。

■ 成績評価

スリランカの高等教育機関における一般的な成績評価方法は表6のとおりである。

表6 高等教育機関における成績評価の尺度(Grade Point Values)及び成績評価値(GPA)

Degree Programme	Grades and Grade Point Values											
	A+	A	A-	B+	B	B-	C+	C	C-	D+	D	E
All Degrees	4.00	4.00	3.70	3.30	3.00	2.70	2.30	2.00	1.70	1.30	1.00	0.00

Degree Programme	Grade Point Average (GPA) for Awarding Classes/Passes			
	First	Second Upper	Second Lower	Pass
All Degrees	3.70	3.30	3.00	2.00

※本表は、以下の資料をもとに作成

- UGC. *Commission Circular No: 901*.

<http://www.ugc.ac.lk/en/policy/commission-circulars/11-circulars-published-in-2008/464-commission-circular-no-901.html>

4-4. 認可された高等教育機関一覧

スリランカにおける認可された高等教育機関一覧は以下の URL に掲載されている⁽²²⁾。

○国立大学(Universities、Campuses、Institutes)、政府系大学:

University Grants Commission

<https://www.ugc.ac.lk/en/universities-and-institutes/degree-courses.html>

○私立機関(法令により認められた学位課程を提供する機関)による学士課程:

University Grants Commission

<http://www.ugc.ac.lk/en/universities-and-institutes/other-recognized-degrees.html>

《注：第1・2章》 ※下記に記載のウェブサイト資料(URL)は一部を除き、2019年9月27日最終アクセス。

- (1) 本文中に出現する機関名等固有名詞の日本語表記は参考訳として付している。第3章も同様。
- (2) Department of Census & Statistics. (2015). *Census of Population and Housing 2012*.
<http://www.statistics.gov.lk/PopHouSat/CPH2011/Pages/Activities/Reports/FinalReport/FinalReportE.pdf>
- (3) 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):スリランカ民主社会主義共和国」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afielddfile/2017/10/02/1396848_005.pdf
- (4) WENR. (2017). *Education in Sri Lanka*.
<https://wenr.wes.org/2017/08/education-in-sri-lanka>
- (5) National Institute of Special Needs Education., & Japanese National Commission for UNESCO. (2007). The Management of Resources in the school and the school environment for the enhancement of students with special education needs. *Final Report of the 27th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs*, pp.111-116.
https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-266.pdf
- (6) MOE. (2018). *Annual Performance Report 2017*, 8.2 Chart, p.81 より、2013年から2017年の5年間の受験者・得点状況を基に記載。
http://www.moe.gov.lk/english/index.php?option=com_content&view=article&id=1279&Itemid=1080
- (7) 高等教育機関への入学要件については、「4. 高等教育」の「4-2. 入学資格及び選抜」(p.20)の内容を参照。
- (8) MOE. (2018). *Annual Performance Report 2017*.
http://www.moe.gov.lk/english/index.php?option=com_content&view=article&id=1279&Itemid=1080
- (9) UNESCO Institute for Lifelong Learning. (2015). *Open School Programme*.
<https://uil.unesco.org/case-study/effective-practices-database-litbase-0/open-school-programme-sri-lanka>
- (10) UNEVOC. (2018). *TVET Country Profile Sri Lanka*.
https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldtvetedatabase_lka_en.pdf
- (11) UK NARIC.
<https://www.naric.org.uk/>
- (12) 国立大学及び政府系大学については、Public University、Public National University など英語名称が様々である。
- (13) UGC. *Universities and Higher Educational Institutions*.
<http://www.ugc.ac.lk/en/universities-and-institutes/institutes.html>
- (14) UGC. *Other Government Universities*.
<https://www.ugc.ac.lk/en/universities-and-institutes/other-government-universities.html>

MOHE. *Universities under the ministry of higher education, Sri Lanka Institute of Advanced Technological Education (SLIATE)*.
https://www.mohe.gov.lk/index.php?option=com_content&view=article&id=131&Itemid=221&lang=en
(2020年2月4日最終アクセス)
- (15) MOHE. *Other Recognized Institutes & Degrees*.
https://www.mohe.gov.lk/index.php?option=com_content&view=article&id=117&Itemid=206&lang=en
(2020年2月4日最終アクセス)
- (16) WENR. (2017). *Education in Sri Lanka*.
<https://wenr.wes.org/2017/08/education-in-sri-lanka>

ただし、高等教育機関のうち、一部の UGC 管轄外の大学や私立機関では、独自の入学要件を設けている場合がある。
- (17) UGC. (2019). *Admission to Undergraduate Courses of the Universities in Sri Lanka Academic Year 2018/19 (Based on the G.C.E. (A/L) Examination 2018)*.
https://www.ugc.ac.lk/downloads/admissions/Handbook_2018_19/ENGLISH%20HANDBOOK.pdf

- (18) UGC. *Commission Circular No: 825*.
<https://www.ugc.ac.lk/en/policy/commission-circulars/16-circulars-published-in-2003/367-commission-circular-no-825.html>
- (19) UGC. *Recognition of foreign universities*.
<http://www.ugc.ac.lk/en/recognition-of-foreign-universities.html>
- (20) UGC. (2015). *Sri Lanka Qualifications Framework (SLQF) Updated version – September 2015*.
https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/SLQF_2016_en.pdf
- (21) MOHE. (2012). *Sri Lanka Qualifications Framework*.
http://www.ugc.ac.lk/attachments/1156_Sri_Lanka_Qualifications_Framework.pdf
- (22) UGC のウェブサイトに掲載されている「認可された高等教育機関一覧」は、MOHE(Ministry of Higher Education, Technology and Innovation: <http://www.mohe.gov.lk/>)のウェブサイトに掲載されているリストとその内容が異なる場合がある。

第3章 高等教育質保証制度の概要

.....

1. 高等教育機関に対する質保証

1-1. 質保証制度の全体像⁽¹⁾

スリランカの高等教育機関は、国立大学、政府系大学、その他私立機関に分類される。各機関の設置認可及び質保証は、それぞれの所管機関により行われ、私立機関の場合は高等教育省の認可を受けた一部の機関のみ高等教育省の傘下機関である UGC による質保証の対象となる。(※各大学種の所管省庁については、「4. 高等教育」の「4-1. 高等教育機関の種類・規模」(p.19)の内容を参照。)各機関の設置認可及び質保証に関する関連法令として、大学法(Universities Act - Part 4)がある。

本章では、UGC の下にある質保証委員会(QAC: Quality Assurance Council)⁽²⁾が所管する質保証制度について述べる。

スリランカの高等教育機関の質保証は、スリランカ資格枠組(SLQF)、サブジェクト・ベンチマーキング(Subject Benchmarking)、実施規範(Codes of Practice)、外部質保証、内部質保証の5つの要素によって行われる。

スリランカ資格枠組(SLQF)は、各資格における学習期間等の一般的な基準を示し、高等教育機関の各資格を区分する尺度となる。サブジェクト・ベンチマーキングは、SBS(Subject Benchmarking Statements)を通じて、高等教育機関の各プログラムの重要な機能とされるポイントを参照基準として提示し、各プログラムの質の向上を促す仕組みである。UGC は、各機関がプログラムを新設する際や既存のカリキュラム等を改編する際に SBS を参照することを推奨している。実施規範は、高等教育機関が教育課程を展開するにあたり満たすべき基準である。外部質保証は、機関別及びプログラム別の第三者評価により行われる。QACによる第三者評価は、スリランカの国立大学及び政府系大学において、受審が必須である。また、高等教育省の認可を受け、大学法及び高等教育省により運営されている一部の私立機関も同評価の対象となる。内部質保証は、各教育機関に設置されている IQAU(Internal Quality Assurance Units)と呼ばれる内部質保証部門を通じて行われる。

1-2. 外部質保証

■ 実施機関・目的

QAC が大学を対象に実施する質の評価には、機関別評価(IR: Institutional Review)⁽³⁾、プログラム評価(PR: Program Review)⁽⁴⁾、科目評価(SR: Subject Review)⁽⁵⁾がある。各大学と直接連携することによって、教育の質保証及び内部質保証メカニズムの強化に取り組んでいる。

■ 評価の周期⁽⁶⁾

QAC による機関別評価及び科目評価の第1周期が2004年から2013年にかけて行われた。この期間中、プログラム評価は実施されていない。

UGC は2017年に新たな機関別評価及びプログラム評価の実施の開始やガイドラインを発表した。各評価の実施対象大学の受審時期等は QAC が決定し、QAC のウェブサイトには、2017年から2021年までの機関別評価の実施対象大学が公表されている。

■ 実施体制・プロセス

QAC による各評価では、評価者(reviewer)が対象大学を訪問し実施される。QAC による評価が行われる前に、各大学は内部質保証の段階で学内に IQAU(Internal Quality Assurance Units)と呼ばれる内部質保証部門を設置し、QAC のスコアカード(Performance Score Card)に従って自己評価(self-review)を行う。QAC は、スコアカードに基づく自己評価結果の適切性を判断する。IQAU は国立大学15校の全てに設置されている(2019年6月現在)⁽⁷⁾。

■ 評価基準

QAC が大学を対象に実施する機関別評価、プログラム評価、科目評価の評価項目は表7のとおりである。

表7 質保証委員会(QAC)による機関別評価、プログラム評価、科目評価の評価項目

評価の種類	評価項目
機関別評価 IR: Institutional Review	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の目標及び経営計画 ・ 財務状況 ・ 研究活動 ・ 経営状況 ・ 教育の質保証 ・ 施設整備及び学生支援状況 ・ 社会人対象の学位プログラム ・ 地域及び産業界等での学外活動 ・ 第三者評価及び自己評価の結果と改善実績の公表を通じた説明責任の状況
プログラム評価 PR: Program Review	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム管理 ・ 人的資源、施設整備 ・ プログラム設計、開発 ・ コースやモジュールの設計、開発 ・ 教授及び学習 ・ 学習環境、学生支援、進級状況 ・ 学生のアセスメント ・ 運営の革新性や健全性
科目評価 SR: Subject Review	<ul style="list-style-type: none"> ・ カリキュラム設計、内容、見直し状況 ・ 教育・学習のアセスメント ・ 学生の達成状況 ・ 学生の意見の反映状況 ・ 大学院課程 ・ ピアによる評価 ・ スキル開発 ・ アカデミック・ガイダンス及びカウンセリング

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ QAC. *What is IR?*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/institutional-review.html>
- ・ QAC. (2015). *Manual for Review of Undergraduate Study Programmes of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions.*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/PR-manual-final-1-Version-3-amended-28-Dec-2015-3.pdf>
- ・ QAC. *What is SR?*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/subject-review.html>

■ 評価結果

機関別評価においては大学全体の質保証システムについて、プログラム及び科目評価においては関連部局の教育の質について、それぞれ総合判定が付される。判定は、「問題なし」(confidence)、「一部問題あり」(limited confidence)、「問題あり」(no confidence)のいずれかとなる。科目評価では、各科目の総合判定に加え、各評価項目における優良事例や強み・弱みが選定されるとともに、項目ごとに優良(good)、可(satisfactory)、不可(unsatisfactory)のいずれかの判定が付される⁽⁸⁾。

評価結果報告書は、受審大学長の同意を得て QAC のウェブサイトを通じて公開される⁽⁹⁾。

- ・ プログラム評価の結果 2017年実施分
<https://www.eugc.ac.lk/qac/prog-review.html>
2018年実施分
<https://www.eugc.ac.lk/qac/prog-review2018.html>
- ・ 科目評価の結果 <https://www.eugc.ac.lk/qac/sr-judgment-report.html>
※評価の実施時期は、各評価対象によって異なる。

※2020年1月時点の掲載状況である。なお、機関別評価の結果は、QAC のウェブサイトに掲載されていない。

2. 技術職業教育機関に対する質保証⁽¹⁰⁾

2-1. 外部質保証

■ 実施機関・目的

技術職業教育機関の質保証は、能力開発職業訓練省傘下の高等職業教育委員会(TVEC)が高等職業教育法(Tertiary and Vocational Education Act No. 20 of 1990)を根拠法として所管する。TVEC は、機関登録(Registration of TVET institutions)、プログラム別の適格認定(Accreditation of TVET courses)及び質管理システム(QMS: Quality Management System)を通じて、技術職業教育機関の質の管理の実務を行う。

TVEC は、高等教育省が所管する職業技術大学(UoVT)と連携し、スリランカ職業資格枠組(NVQF)(p.9 図3)を開発した。TVEC による質保証制度(機関登録、プログラム別の適格認定等)はスリランカ職業資格(NVQ)に基づいて実施されることから、質保証制度の対象は、NVQ L1 の中等教育段階の技術職業教育からとなる。

質保証制度は、各技術職業教育機関の教育内容が当初の目的に沿っており、期待する学習成果が得られることを保証することを目的とする。

■ 評価の周期

TVEC が行うプログラム別の適格認定は3年サイクルで実施される。

■ 実施体制・プロセス

スリランカの各技術職業教育機関は、施設・設備の整備、教員の資格、カリキュラム、学生支援等について TVEC の行う登録審査を受け、登録証(Registration Certificates)を取得する必要がある。審査結果はグレード分けされ、グレードごとに有効期限が定められている。

登録された各教育機関は、NVQ に基づく資格を授与するために、質管理システム(QMS)を機関内に構築し、TVEC によるプログラム別の適格認定を受けなければならない。また、NVQ L5及び L6資格を授与する機関においては、TVEC による内部質保証に関する監査が別途設けられている。監査は2年ごとに実施される。

■ 評価基準

プログラム別の適格認定の評価項目には、プログラムの内容、訓練の計画、授業計画、時間割、学習資源、学生評価、施設整備、教職員の適切な配置等が含まれる。

■ 評価結果

登録及びプログラム別の適格認定の結果は、TVEC のウェブサイトを通じて公開される。

・TVEC ウェブサイト http://www.tvec.gov.lk/?page_id=2270

《注：第3章》 ※下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2019年9月27日最終アクセス。

- (1) UGC. (2015). *Manual for Institutional Review of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions*.
https://www.ugc.ac.lk/attachments/1519_IR%20Manual%20-%20Printed%20Version%207th%20May.pdf
- (2) QACはUGCが大学法(Universities Act No. 16 of 1978)第4条2項に基づき設置した常任委員会で、正式名称をStanding Committee on Quality Assurance and Accreditationという。QACの構成員は、大学の役員、教員、内部質保証部門の長、高等教育省やUGCの職員等である。
- (3) QAC. *What is IR?*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/institutional-review.html>
- (4) QAC. *Program Review 2018 (Program Review Report)*.
<https://www.eugc.ac.lk/qac/prog-review2018.html>
- (5) QAC. *What is SR?*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/subject-review.html>
- (6) UGC. (2015). *Manual for Institutional Review of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions*.
https://www.ugc.ac.lk/attachments/1519_IR%20Manual%20-%20Printed%20Version%207th%20May.pdf

UGC. (2016). *Guidelines for Conducting Institutional Reviews (IRs) and Program Reviews (PRs) in State Universities*.
<https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/circulars/Guidelines-for-Conducting-IRs-and-PRs.pdf>

QAC. *IR schedule in Universities*.
<https://www.eugc.ac.lk/qac/ir-schedule.html>
- (7) QAC. *Performance Score Card for Internal Quality Assurance Units of State Universities*.
<https://www.eugc.ac.lk/qac/score-card.html>

QAC. (2002). *Quality Assurance Handbook for Sri Lanka Universities*.
https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/QA_handbook.pdf
- (8) QAC. *What is SR?*
<https://www.eugc.ac.lk/qac/subject-review.html>
- (9) QAC. (2019). *Finalization and Publication of external review Reports*.
https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/circulars/finalization_publication_external_review_report.pdf
- (10) Tertiary and Vocational Education Commission (TVEC).
<http://www.tvec.gov.lk/#>

TVEC. *Quality Assurance and Assessment Regulation Division*.
http://www.tvec.gov.lk/?page_id=1336

Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>

UNEVOC. (2018). *TVET Country Profile Sri Lanka*.
https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldtvtdatabase_lka_en.pdf

UGC. (2015). *Manual for Institutional Review of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions*.
https://www.ugc.ac.lk/attachments/1519_IR%20Manual%20-%20Printed%20Version%207th%20May.pdf

《参考資料一覧》

Ashani Abayasekara., & Nisha Arunatilake. (2018). *School resources and education outcomes: Evidence from Sri Lanka*.

<https://crawford.anu.edu.au/sites/default/files/events/attachments/2018-06/abayasekara.pdf>

APQN. (2012). *Peer Review Report of Quality Assurance and Accreditation Council (QAAC), Sri Lanka*.

https://www.apqn.org/media/project_group_reports/qaac_-_peer_review_report.pdf

Department of Examinations.

<https://doenets.lk/>

Department of Census & Statistics. (2015). *Census of Population and Housing 2012*.

<http://www.statistics.gov.lk/PopHouSat/CPH2011/Pages/Activities/Reports/FinalReport/FinalReportE.pdf>

Department of Technical Education and Training (DTET).

<http://www.dtet.gov.lk/web/index.php?lang=en>

Ministry of Education (MOE).

<http://www.moe.gov.lk/>

MOE. (2018). *Annual Performance Report 2017*.

http://www.moe.gov.lk/english/index.php?option=com_content&view=article&id=1279&Itemid=1080

MOE. (2018). *School Census Report 2017*.

http://www.statistics.gov.lk/education/School_Census_Report_2017.pdf

Ministry of Higher Education, Technology and Innovation (MOHE).

<http://www.mohe.gov.lk/>

Ministry of Skills Development and Vocational Training (SkillsMin).

<http://www.skillsmin.gov.lk/>

National Institute of Special Needs Education., & Japanese National Commission for UNESCO. (2007). The Management of Resources in the school and the school environment for the enhancement of students with special education needs. *Final Report of the 27th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs*, pp.111-116.

https://www.nise.go.jp/kenshuka/josa/kankobutsu/pub_d/d-266.pdf

Nuffic. (2019). *Education system Sri Lanka 2019*.

<https://www.nuffic.nl/publicaties/education-system-sri-lanka/>

Quality Assurance Council (QAC).

<https://www.eugc.ac.lk/qac/>

Tertiary and Vocational Education Commission (TVEC).

<http://www.tvec.gov.lk/#>

The World Bank. *Education Statistics, Country at a Glance-Sri Lanka*.

<https://datatopics.worldbank.org/education/country/sri-lanka>

University Grants Commission (UGC).

<http://www.ugc.ac.lk/>

UGC. *Sri Lanka University Statistics 2017*.

<http://www.ugc.ac.lk/en/component/content/article/2029-sri-lanka-university-statistics-2017.html>

UGC. (2002). *Quality Assurance Hand Book for Sri Lankan Universities*.

https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/QA_handbook.pdf

UGC. (2015). *Manual for Institutional Review of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions*.

https://www.ugc.ac.lk/attachments/1519_IR%20Manual%20-%20Printed%20Version%207th%20May.pdf

UGC. (2015). *Manual for Review of Undergraduate Study Programmes of Sri Lankan Universities and Higher Education Institutions*.

<https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/PR-manual-final-1-Version-3-amended-28-Dec-2015-3.pdf>

UGC. (2015). *Sri Lanka Qualifications Framework (SLQF) Updated version - September 2015*.

https://www.eugc.ac.lk/qac/downloads/SLQF_2016_en.pdf

UGC. (2019). *Admission to Undergraduate Courses of the Universities in Sri Lanka Academic Year 2018/19 (Based on the G.C.E. (A/L) Examination 2018)*.

https://www.ugc.ac.lk/downloads/admissions/Handbook_2018_19/ENGLISH%20HANDBOOK.pdf

UNESCO. *Education and Literacy, Participation in Education*.

<http://uis.unesco.org/en/country/lk>

UNESCO. *Institute for Lifelong Learning, Open School Programme, Sri Lanka*.

<https://uil.unesco.org/case-study/effective-practices-database-litbase-0/open-school-programme-sri-lanka>

UNESCO. *Sri Lanka ISCED 2011 Mapping*.

<http://uis.unesco.org/en/isced-mappings>

UNEVOC. (2018). *TVET Country Profile Sri Lanka*.

https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldtvtdatabase_lka_en.pdf

WENR. (2017). *Education in Sri Lanka*.

<https://wenr.wes.org/2017/08/education-in-sri-lanka>

★UK NARIC.

※ ★は、購読者向け(有料)のデータベースである。

<https://www.naric.org.uk/naric/>

★Australian Government Department of Education and Training.

<https://internationaleducation.gov.au/>

文部科学省

<https://www.mext.go.jp>

文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):スリランカ民主社会主義共和国」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_005.pdf

